

7月3日第8回土地規制法に関する内閣府ヒアリング(学習会)結果

7月3日に行われたヒアリングの質問と回答をまとめました。

質問1 区域指定について

基本方針では、注視区域や特別注視区域の指定も必要最小限のものとするべきとしています。しかし、これまでの区域指定が必要最小限となっていることには重大な疑いがありました。第4回目の指定については以下の質問をしましたが、納得できる回答はありませんでした。

(1)「タイヨーゴルフコース」と「ロウワー・ピラザ」の特別注視区域指定について

<質問>

沖縄県は、「タイヨーゴルフコース」と「ロウワー・ピラザ」について、基地施設ではないとして指定区域から除外するよう求めています。しかし内閣府は、「タイヨー・ゴルフコース」は、ペトリオット(PAC3)の配備拠点であり、防空機能を有する嘉手納弾薬庫地区の一部として、「ロウワー・プラザ」は、アクセス道路としての機能など、司令部機能を有するキャンプ瑞慶覧の一部として、日米地位協定に基づき、米軍の部隊運用上、一体となってその役割・機能を果たしております」と説明しています。

しかし、「タイヨー・ゴルフコース」自体にはPAC3は配備されておらず、完全なゴルフコースで、民間にも開放されています。「ロウワー・プラザ」は、2024年3月31日に「緑地ひろば」としてオープンしました。アクセス道路ではありません。ここは2013年公表の「沖縄統合計画」で返還予定地となっています。

この2カ所について以下の質問をしました。

- ①以上の2施設・地区を区域指定の対象施設から除外することを検討したか。
- ②米軍とはどのような協議をしたのか。
- ③米軍がこれらも含めて対象にせよと言ったから指定対象施設にしたのではないか

<回答>

これに対する内閣府の回答は、「在日米軍提供施設については、法の趣旨と基本方針に基づき、自衛隊施設と同様に、防衛関係施設に関する考え方のもと、管理者である米軍と施設の機能とか運用状況、重要性等について確認を行った上で、区域指定を行った。」とし、「ゴルフコースも緑地公園も日米地位協定で在日米軍施設・区域として提供されている。審議会でも説明したが、敷地に複数の施設が混在しており、これらの機能が明確に区分できない場合だとか、施設機能の発揮のためには一体的な運用が必要となっている場合には、当該敷地全体として評価することとしている。」と回答しました。

しかし、ゴルフコースがどうして弾薬庫と一体なのか、緑地公園がどうして司令部と一体なのかと再度質問しても、「ゴルフコースも緑地公園も在日米軍への提供区域である。それぞれPAC3の展開拠点として在日米軍の運用上必要だから提供されているので一体だ。」

としか答えません。これらを指定から除外することを検討したとの答えもなく、「米軍の実際の具体的な運用は内閣府としては承知していない。」と、結局は米軍言いなりの指定である
としか考えられない答えでした

(2) 特定重要施設を含む複数の施設が連なる区域全体を特別注視区域にすることについて

<質問>

第9回審議会の議事録には、「タイヨー・ゴルフコース」と「ロウワー・ピラザ」を含め
沖縄県中部は、白川高射教育訓練場、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・シールズ、トリイ通
信施設、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、陸軍貯油施設が「日米地位協定
に基づき、米軍の部隊運用上、一体となってその役割・機能を果たしており、全体として
基本方針に定められている機能を担っていることから、当該提供施設・区域全体を特定重
要施設として区域指定することとしている」とあり、9つの自治体を覆う極めて広範な区
域が「特別注視区域に指定されています。

これについて、上記にある日米地位協定の条項及び当該条項に関する日米合同委員会合
意事項を根拠として示していただきたいと質問しました。

<回答>

これについては、特定重要施設である防空機能の嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、指揮
中枢のキャンプ瑞慶覧の周囲が特別注視区域で、重要施設である他の施設周辺はこの3施
設周辺と重なっている部分が特別注視区域となっているが重ならない部分は注視区域に指
定されているとの回答でした。地位協定は施設の提供に関するもので、区域指定には関係な
いということです。

(3) 自衛隊施設と米軍施設の扱いの違いについて

<質問>

国会審議で自衛隊の官舎は区域指定の対象としないと答弁し、実際にも指定されていま
せんが、嘉手納基地や横田基地などでは米軍住宅区域も区域指定の対象となっています。こ
れについて、どうして扱いが違うのか。アメリカ言いなり、との誹りを免れるものではない
と考えるがどうかと質問しました。

<回答>

これについては、自衛隊施設は法と基本方針のもとで自衛隊部隊の機能に応じて指定し
ているが、在日米軍施設・区域は米軍と協議・確認した上で区域指定しているとし、最初の
質問同様に、結局は米軍の言いなりであるとの姿勢が見られました。

(4) 基地の加重的負担に苦しむ住民にさらなる負担を負わせることについて

<質問>

沖縄では広大な区域が特別注視区域に指定され、中には自治体のほぼ全域が指定されと

ころもあります。第4回区域指定に当たって対象自治体から「特別注視区域に指定されることにより、土地の価格・固定資産税評価額の下落や、土地等所有者・町税歳入への影響が懸念される。今後どのような影響があるか現段階では不明点が多いが、区域指定後の町の状況を聴取し、町民生活や町政へのデメリットを十分勘案した施策等を講じて頂きたい」との要望が上がっています。

それに対して内閣府は「本法に基づく調査や届出等の措置が実施されたとしても、本法の目的を実現するための必要最小限度のものであり、これらの区域内の土地等の所有者等が受忍しなければならない程度のものであり、補償等の施策は要しないものと考えている」と答えています。

そこで、以下の質問をしました。

- ①区域指定の必要性について強い疑問が存在し、「とうてい最小限の指定とは言えない」という意見があるにも関わらず、「必要最小限度のものであり、これらの区域内の土地等の所有者等が受忍しなければならない程度のものであり、補償等の施策は要しないもの」とする理由を説明していただきたい。
- ②「補償等の施策は要しない」との判断についてもその理由を説明していただきたい。

<回答>

内閣府からは、「土地取引そのものは規制しない、法に基づく調査や届出措置は法の規定に基づく必要最小限のもので、受忍しなければならない程度のものである。区域指定だけで地価への影響を評価するのは難しい」などとの回答でした。

これに対して、更に、必要最小限で受忍の程度だということの倫理的・論理的な説明を求めたところ、あくまで「法の趣旨である。安全保障の確保と自由な経済活動の両立から運用しており、土地取引そのものを規制するものではない。取引前の事前届出を受けても、内閣府が審査をして一定期間留保してもらおうとか譲渡期間に制限を設けているものではない。届出の手間だけだ。」としか答えませんでした。

これに対し、「内閣府は土地の価格はマイナスにはならないと考えているのか」と質問したところ、「区域指定だけでネガティブには考えていないので、マイナスに及ぶということはないと考えている。このあたりは国土交通省とも協議している。」とのことでした。

今後実際にマイナスの影響が出た場合の政府の対応を注視する必要があります。

質問2 情報収集について

第4回の区域指定も本年5月15日に施行となり、全583カ所の指定区域について本格的な調査が開始されたと思われます。そこで、調査の内容や状況について質問しました。

(1) 公簿の収集の実施状況について (その1)

<質問>

- ①法7条による関係行政機関や関係地方公共団体からの公簿収集等の調査は開始して

いるか。

②全583カ所の区域が指定されたが、全ての箇所について不動産登記簿は収集したか。

③全583カ所には、土地は何筆あるか。

④建物は何棟あるか。

⑤それらの土地や建物の所有者は全部で何名いるか。

⑥利用者は何名いるか。

まず、現時点でのこれらの数を回答されたい。

⑦また、すべて把握できていないとして、いつの時点で全体の把握が完了するのか。

⑧不動産登記簿の情報収集の段階で、機能阻害行為を疑うような事例はあったか。

⑨不動産登記簿のどのような情報をもとに機能阻害行為を疑うことになるのか。

<回答>

回答は以下のとおり。

①②は順次実施している。

③～⑥は、毎年度これらの概要をとりまとめ公表することとしている。現在は勧告・命令の件数のみホームページで公表している。公表は基本方針で毎年度とあるので、年度区切りで行うが、公表時期や収集した公簿を含め、どこまで公表するのかは今時点では明らかにできない。

⑦は、土地等の利用状況は常に変化するので、いつまでに完了するとはいえない、継続して実施する。

⑧⑨は、現地現況調査、8条など総合的に勘案し、判断する。不動産登記簿の個別項目のみでは認定しない。ただし、どのような情報で何を収集するのかは、調査の手法にかかわるので、公表すると調査に支障が出るおそれがあるため明らかにしない。

(2) 公簿の収集の実施状況について (その2)

<質問>

基本方針では、不動産登記簿を中心とし、「必要に応じて、住民基本台帳、固定資産課税台帳、戸籍簿、商業登記簿、農地台帳、林地台帳、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく報告、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出等の情報を収集する。」とあります。

そこで、以下の質問をしました。

①これまでにこれらの不動産登記簿以外の公簿の収集をした事例があるか。

②それはそれぞれ何件か。

③またその場合、どのような「必要」があったのか。

④また、今後、どのような「必要」を想定しているか。

<回答>

これに対しては、「登記簿中心としつつ、必要なものを収集している」と言い、不動産登記簿以外にどのような公簿を収集しているのか、不動産登記簿以外の公簿を収集する必要性をどのように判断しているのかは、調査の手法にかかわることなので公表しないと答えました。さらに、不動産登記簿の情報だけでは機能阻害行為の認定には至らないが、全ての公簿を収集するのかというと、そうではない。ある程度いろんなものと総合して必要なものについて、その他の公簿を収集する。ただ、何をどこまで公表するか検討できておらず、現段階で公表しないと断定していないというので、なるべく早く公表することと、公表した場合は（ヒアリングに参加した）福島議員・本村議員の事務所に一報するよう要望しました。

なお、この点について行ったヒアリング後の追加質問に対する文書回答は、「指定した区域においての調査等の公表の具体的な方法等については、検討中です。」と、内容的な進展はありませんでした。

(3)現地・現況調査の実施状況について（その1）

<質問>

基本方針では「公簿等の情報と現況把握の参考となる地図、航空写真等を照合した結果、未登記の建物の存在が明らかになるなど、利用の実態を更に具体的に確認する必要があると認められる場合等には、現地・現況調査を行う。」とあります。

そこで、以下の質問をしました。

- ①これまでに現地・現況調査を実施した例はあるか。何件か。
- ②それは「未登記の建物の存在が明らかに」なったからか。
- ③また「未登記の建物の存在が明らかになった」以外の「利用の実態を更に具体的に確認する必要がある」のはどのような場合か。

<回答>

①②については、必要に応じて実施しているが、現地現況調査の内容は今後の調査に支障を及ぼすおそれがあるため回答しないとのこと。

③は、公簿や地図、航空写真だけで明らかにならず、さらに現地を確認する必要がある場合に実施を検討することとしているとし、具体的内容は答えませんでした。

(4)現地・現況調査の実施状況について（その2）

<質問>

第9回審議会での地方公共団体からの意見に対する回答の説明資料で「調査等を行う際に、関係地方公共団体に対して事前連絡することは、特段訪問を予定しているような場合を除き、想定しておりません」とあり、審議会では「現地調査といいますのは、内閣府が責任を持って一元的に行うということで、施設の所管省庁の御協力を頂きつつ実施するものですが、基本的には、自治体に調査に入ることを事前連絡することは想定していない」としています。そうすると、関係地方自治体には連絡はしないが、施設の所管省庁には連絡

をした上で「御協力をいただく」ということになります。

そこで、以下の質問をしました。

- ①施設が自衛隊施設である場合は、防衛省や各地方防衛局ということか。あるいは当該施設にも協力を求めるのか。それぞれどのような協力を求めるのか。
- ②調査で確認できた情報は、当該「施設の所管省庁」と共有するのか。
- ③内閣府は、調査で収集した個人情報の内閣府のセキュリティーポリシーに則って万全を記していくとしているが、相手の省庁が内閣府と同様の万全を記した情報管理をする保障はあるのか。
- ④それをどうやって確認するのか。

<回答>

回答は以下のとおりです。

- ①については、法22条に基づいて、関係行政機関等に現地の地理案内、移動手段の提供等の協力を要請することはありえるが、協力を求める相手方が各防衛局や現地施設となるかどうかについては個別事情に応じることになるので、一概には答えられない。
- ②は、法に基づき収集した情報については、共有することもありえると考えている。
- ③は、各行政機関において個人情報保護法に基づいて適切に管理されると承知している。
要は、「国を信用しろ」ということでしょう。

(5) 内閣府の運用体制について

<質問>

これまで全国で583カ所の指定区域がされました。これら膨大な区域の調査及び収集した情報の分析、整理、保管には相当の数の人員が必要と思われます。そこで、調査に関わる人員数、情報の整理・保管に関わる人員数を質問しました。

<回答>

政策統括官を新設し、約30人規模の体制で業務を行っている。人員については、現在のところ全室体制で調査を実施している、とのこと。

しかし、これだけの人員体制で業務遂行ができるのか、疑問です。今後、体制強化や他の情報機関との整理統合など、注視していく必要があります。

(6) 区域指定対象施設の所轄省庁について

<質問>

調査・情報収集について、公安警察が関係するのか、懸念されます。そこで、以下の質問をしました。

- ①区域指定対象施設は、防衛施設、海上保安庁の施設、空港、原子力発電関連施設、領海基線や国境離島であるが、これらの施設の所管省庁に警察庁や警察は入るか。入るとするとどの施設か。

②入らないとすると、現地・現況調査の場合に協力を求める対象に警察は入らないのか。

<回答>

これに対しては、「対象となる区域指定の対象施設の所管省庁に警察庁は入らない。現地・現況踏査は、内閣府が所管省庁の協力を得つつ一元的に実施するものであり、警察官がその全部又は一部を担うことはなく、施設を所管していない警察庁に協力を求めることは想定していない。」と明言しました。

実際にそのようになるのか、運用の監視が必要です。

(7)法8条にもとづく報告の徴収について

法第7条による調査の結果、なお必要ある場合は法第8条の土地等の利用者その他の関係者に対し、当該土地等の利用に関する報告の徴収等を行うこととなります。なお、基本方針では、この徴収等は「法第7条第1項に規定する情報の提供を求めた結果、土地等利用状況調査のためなお必要があると認めるときに限って行う」としています。

そこで以下の質問をしました。

- ①これまでに、法第8条に基づく報告の徴収等を行った例はあるか。あるとして何件か。
- ②その場合の「なお必要があると認めた」のはどういう場合か。
- ③「その他の関係者」に対して報告を求めた例はあるか。
- ④基本方針に例示されている法人の役員や、工事の請負業者以外を「その他の関係者」としたか。
- ⑤それはどういう関係者か。
- ⑥「家族や友人・知人」を「その他の関係者」として扱った例はあるか。
- ⑦その場合は、家族はどのような方法で把握するのか。住民基本台帳や戸籍か。それ以外にあるか。
- ⑧友人・知人はどのような資料や情報に基づいて把握するのか。

<回答>

①については、実施状況やその他具体的内容については今後の調査に支障を及ぼすおそれがあるとして答えませんでした。

②については、「例えば、公簿等の収集により把握した土地等の利用者が活動実態のない法人であって実態上は当該法人以外の第三者による利用が推認される場合など土地等の利用状況を正確に把握するために追加的な調査を行う必要があると認められるときに報告の徴収等を行うことが考えられる。」とのこと。

③～⑤の返答はなく、⑦⑧については友人・知人は本人から聞くとし、⑥については「報告の徴収は「その他関係者」も対象としているが、基本的に土地の利用者に対して行うものと想定している。それについて、本人・利用者に聞いた上で、もし分からなくて、その利用者が友人もしくは知人である場合は、当該本人に確認して、聞いた上で把握すると、公簿等で把握するものとは想定していない。」としました。

そこでさらに、8条の報告で「あなたの友人知人を報告しなさい」とするのかを聞いたところ、「利用状況調査で、利用者の友人知人を調べるということは想定していない。報告の徴収で利用者本人に聞いて、利用者本人がその土地の利用状況について「友人・知人の方が詳しく説明できる、もしくは貸している」と、そういった実情があったときに、本人からその情報を聞いた上で、友人知人に「その他関係者」として必要があれば報告の徴収をすること。」とのこと。尾行するとか、他の情報源から得るといえることはないと言明できるかと詰めたところ、「他の情報が客観的に信用できるものであれば、本人に確認した上でということはある。」と答えました。

友人・知人が「その他の関係者」になるかどうかは、利用者本人の返答次第ということです。調査に対してどのように臨むのが大切です。

(8) 機能阻害行為を判断する情報について

基本方針において、7条1項に基づいて関係行政機関等に対して提供を求めることができる情報は、「土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうち、これらの者の氏名又は名称、住所、本籍、国籍等、生年月日、連絡先及び性別である。」としています。

そこで、以下の質問をしました。

- ①この「これらの者の氏名又は名称、住所、本籍、国籍等、生年月日、連絡先及び性別」で、どのようにして機能阻害行為をしている、あるいはその恐れがあると判断するのか。
- ②「関する情報のうち」とあるが、列挙事項以外にどのような情報をいうのか。
- ③また、それらの情報はどのような手段で収集するのか。
- ④今現在収集・保有しているそのような情報はるか。
- ⑤どのような内容の情報か。

<回答>

以上について、「7条1項の公簿、現地現況、8条の報告などを適切に組み合わせて行うものであり、ある土地の利用が機能阻害行為に該当するか否かは、これら調査の内容を総合的に勘案して個別具体の案件ごとに判断すべきものであるため、列挙されている個別項目のみをもって機能阻害行為あるいはそのおそれを判断することはない、「これらの者の氏名又は名称、住所、本籍、国籍等、生年月日、連絡先及び性別」以外に収集するものはない」と答えました。

これに関して、被差別部落の問題やジェンダーの観点から、本籍を調査するのは命にかかわる差別を生む恐れがある、どうして本籍を調査するのか、性別もアウティングを強制するものであり、いずれも不要ではないかと質問しました。内閣府からは、「一律すべて収集するものでなく、必要に応じて、本人の人定のため。必要があれば性別も確認すべき」だとの回答。その必要性についてさらに追及しましたが、「ケースによるので、一概に答えられな

い、住民登録していないとか、転居して居所転々する場合などもあり、そういった意味で必要なときは本籍も必要であると考えている。」との返答。しかしこれでは納得できません。後日の追加質問に対する文書回答では「本籍及び性別は、土地等利用状況調査において、土地等の利用者を特定する上で必要不可欠な情報の一つであり、重要土地等調査法第7条第1項に基づき関係行政機関の長等に提供を求めることのできる情報として、同項に基づく政令に規定しているものです。いずれにしましても、収集した情報については、個人情報保護法等に基づき適切に管理してまいります。」と、対応に変化はありませんでした。

(9) 届け出について

<質問>

法は運用が開始されているので、取引前の事前届出もなされていると考えられます。そこで以下の質問をしました。

- ①特別注視区域内での取引の事前届出の事例はあるか。
- ②何件か。
- ③どういう取引についての届出があったのか。
- ④第9回土地等利用状況審議会では、不動産業者が入らない個人間の取引では事前審査のことがわからずに届け出ない場合がある、そういうことを念頭において知らせるように努めるとしているが、どのような取組みを行っているのか。
- ⑤各地方自治体に協力してもらっているパンフや広報だけ、あるいは内閣府のホームページ等だけでは足りない。住民説明会を行うべきではないのか。

<回答>

①から③については、随時届出がなされている、その届出の結果については現段階では示すことができるものではないが、概要については何らかの方法で公表するよう検討しているところ、とのこと。

④・⑤については、個別の質問に対応しているとし、周知については、リーフレットの配布、さらに地方自治体に広報誌やチラシの協力をお願いしている、6月26日には内閣府のホームページで区域図を公表した、とし、住民説明会の開催は考えていないと従来の姿勢を変えませんでした。

このような姿勢は原子力行政とも異なっていること、さらには、国と地方自治体は対等平等の関係にあるところ、住民から質問を受ける自治体職員の現場でもこの法律についての理解が追いついていないという実態があり、住民説明会を開いてほしいという地方自治体の声に向き合うべきだとの指摘をしましたが、内閣府は頑なに態度を変えませんでした。この点については持ち帰って再考してほしいと要請しましたが、これに対する文書回答でも、姿勢の変化はありませんでした。住民説明会を求める自治体の数も回答しませんでした。

(10) 思想・信条の調査について

<質問>

基本方針及びこれまでのヒアリングでの回答で、思想・信条等の個人情報の収集について「その土地等の利用には関連しない情報を収集することはない」としています。そこで以下の質問をしました。

- ①「『その土地等の利用に関連する情報』であれば思想・信条等に係る情報も収集することもある」と理解してよいか。
- ②米軍キャンプシュワブの周辺指定区域内には何件かの宿泊施設があり、中には辺野古新基地建設の抗議活動に参加する市民や市民団体の便宜のための施設も複数ある。
 - ・こうした抗議活動参加者のための宿泊施設の運営は「その土地等の利用」に当たるか。
 - ・抗議運動に参加する宿泊者の情報は「その土地等の利用には関連する情報」に当たるか。
- ③またその場合、「その土地等の利用には関連する情報」の中には、
 - ・宿泊施設の宿泊台帳の情報は含まれるか
 - ・宿泊者の「思想・信条等に係る情報」も含まれるか

<回答>

これについては、「この法の目的は施設機能の阻害行為を防止するためであり、基地反対運動等への規制や対応等を目的とするものではない」との「前提」を述べた上で、

- 区域内での宿泊施設の運営は土地等の利用にあたる
- 基地反対運動等が平穏に行われていれば機能阻害行為にあたらない
- したがってそのような基地反対運動等に参加する者を特定する調査はしない
- しかし、当該施設が何らかの機能阻害行為の拠点として利用されている場合は宿泊者の情報も収集する可能性がある

というものです。結局、機能阻害行為を決めるのは政府であり、政府が機能阻害行為と認定すれば（政府が「平穏ではない」と認定する基地反対運動等は機能阻害行為とされる恐れがあります）、区域内の宿泊施設の宿泊者情報も収集の対象となりえます。

追加の質問として、まず、第三者がコールセンターに利用者の情報を提供した場合に調査するのと質問したところ、まずその情報の内容をちゃんと吟味してその信憑性、出所を確認した上で、必要があれば必要の程度で調査を行うことになると思うとのことでした。コールセンターは情報受付窓口（＝密告）として機能するという事です。

さらに、機能阻害行為をどのようにして認知するのかとの質問には、認知の方法は様々あるとしつつ、当該施設が何らかの機能が阻害されたことを認知するので、その情報を共有することで政府としても機能阻害行為を認知することになるのではないかと答えました。

質問3 機能阻害行為について

基本方針では、機能阻害行為として7類型を示しています。しかし、これらは例示であり、この類型に該当しない行為であっても機能阻害行為として勧告及び命令の対象となることはあるとしています。これまでのヒアリングでも、一概には言えない、個別具体的に判断すると答えています。

そこで、以下の質問をしました。

<質問>質問内容

(1) 想定される機能阻害行為について

機能阻害行為は一概には言えないということだとすると、ある施設の周辺での機能阻害行為が何であるのかは確定しているわけではないということになる。そうすると、土地等の利用が「想定される機能阻害行為があるかないか」を調査するのではなく、「何かやっているのではないか、それが機能阻害行為になるのではないか」ということを調査することにならざるを得ない。

- ①この理解に間違いはないか。
- ②そして、そういう調査をするということは、調査対象者の行動をすべて調査し、把握する必要がある。まさしく監視だ。このような調査をすることを否定できるか。
- ③否定するのであればその根拠を示していただきたい。

<回答>

これに対して正面からの回答はなく、先の回答と同じく、土地等の利用者の行動を監視することを目的にするものではない、機能阻害行為については様々な態様が考えられる、一般的に機能阻害行為が行われた場合重要施設等において何らかの兆候を認知することが予想されるため、そうした情報と調査により把握した土地等の利用状況とをかねあわせて実施することが想定されます、とのことでした。

(2)与那国駐屯地に設置された看板について

<質問>

最近、陸自の与那国駐屯地が施設フェンスに、撮影やプラカードの使用を禁じるとした看板を公道に向けて掲示しています。ほぼ同様の掲示は宮古島駐屯地でも行われています。このうち、「許可無く施設内に立ち入ること」を禁ずるのは、施設管理権を根拠に許される可能性はあるかもしれませんが、それ以外の「許可なく撮影すること」「宣伝ビラ、プラカード、拡声器等を使用すること」「文書、図画等の配布又は掲示すること」「座り込み、その他通行の妨害となる行為をすること」を防衛施設が禁ずるとまであります。

また、このような掲示は、いずれも駐屯地司令が現地の状況を踏まえて設置を判断しているとの答弁書が6月18日に閣議決定されています。

そこで、以下の点を質問しました。

- ①これらを禁止する根拠は何か。
- ②そもそも、これらは憲法で保障された表現の自由や知る権利の行使として許される

行為であるが、そうは考えないか。

- ③以上の各防衛施設がこのような掲示をしているということは、これらを機能阻害行為として禁止する可能性があるからではないのか。
- ④そうでないのならば、これらの掲示は、いたずらに表現活動を萎縮させるものであり、内閣府として、これら駐屯地はもとより、防衛省に対して、「これらの行為は機能阻害行為には該当しない。誤解を与えるこれらの掲示は撤去すべき」というべきではないか。
- ⑤阻害行為の認定は審議会等の諸手続はあるにも関わらず、現場の駐屯地司令の判断で、本来市民の権利として認められている行為を「機能阻害行為」としてしまう危険性はないのか。
- ⑥そもそもどういう行為を「機能阻害行為」とするかを誰がどのように判断していくのか、手続き論の説明に終始することなく明らかにされたい。

<回答>

①と②については、防衛省から回答がなされました。

ふたつの駐屯地警備等における外部からの撮影等を禁ずる旨の掲示については、質問趣意書の答弁書でも答えているとおり、これはあくまでも駐屯地警備等の観点から自衛隊施設等の撮影を控えていただくことを期待して掲示しているものであり、我々としては強制的なものとは考えていない、という内容です。

そこで、「お願い」であるのであれば、掲示も「お願い」の言葉に替えるべきだと指摘したところ、防衛省は、「改善の必要があるか否かは検討したい。基本的に各駐屯地の指令の判断で設置している。現地の状況に応じて各指令において検討する。」と回答。これに対しては、本省として「お願い」だと言うのであるから、各施設に指示すべきだと追求し、防衛省には持ち帰って検討することを要請しました。しかし、後日の文書回答は「改善の必要があるか否かも含め、引き続き検討してまいりたい」との大幅後退となっています。

③以下についての内閣府の回答は以下のようなものでした。

個別の施設等がその管理権に基づいて実施する事項について内閣府がそれに言及したり、防衛省に指示したりする立場にない。また、機能阻害行為に該当するか否かは個別具体の案件ごとに内閣府が判断するものであって、駐屯地指令等が判断するものではない。

また、防衛省からは、基地の前で拡声器を使うことは施設の機能に影響を及ぼさない範囲であれば問題ないとの回答でした。

(3) 機能阻害行為と指定対象施設との関係について

<質問>

法の条文上、指定区域内の土地等が機能阻害行為に利用されているかどうかを調査するとなっていますが、その調査内容は、当該区域内で当該指定の対象となった施設との関係に限った機能阻害行為の有無を調査するとは限定されていません。そうだとすれば、調査対象

者がどういう施設に対するのかにかかわらず何らかの機能阻害行為を行うのではないかという調査をし、利用停止等の勧告・命令をすることになると考えられます。

そこで、以下の質問をしました。

①この理解に間違いはないか。

また、例えば、基本方針で「領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更」を機能阻害行為の例として挙げています。そうすると、

②内陸の防衛施設周辺の指定区域内に工場を所有して操業している者が、領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼす形質変更を行える装置ないし工作機械を製造している場合、機能阻害行為として、その製造をやめるようにと勧告・命令することができるか。

<回答>

①については、機能阻害行為の対象となった重要施設周辺の注視区域とは異なる注視区域における行為であっても、勧告・命令の対象とすることは法文上排除されないと考える、としました。

②については、機能阻害行為に該当するか否かの判断に際しては、行為の具体的態様のほか、当該行為により重要施設等の機能が実際に阻害された事実等を個別に検討する必要があり一概に示すことができるものではない、として、明確な答えはありませんでした。

(4) 命令の公正性・適性性の担保について

<質問>

「機能阻害行為」の認定について、法第9条第1項には機能阻害行為を行い、またはその明らかなおそれがあると認めるときは土地等利用状況審議会の意見を聴いて勧告を行うとありますが、同条第2項では勧告に従わなかったものへの行為中止命令は審議会の意見を聴いて行うとの記述がありません。他方、基本方針第4の1「勧告及び命令の趣旨及び手続」では、「内閣総理大臣は、命令に先立ち、必要に応じて、公正性及び適正性を確保する観点から、土地等利用状況審議会の意見を聴くことができるものとする」とあります。

ところで、これに関連して第4回の区域指定に当たって区域対象自治体から提出された「その他の意見」には「機能阻害行為の認定についての意見」として「機能阻害行為の認定に際しては厳正を期し、疑念のない運用に努めるよう」との要望が上がっています。これに対する同審議会での事務局答弁では「勧告・命令の実施に当たっては、法及び基本方針に照らして評価を行い、土地等利用状況審議会の意見を聞いて行う」とあります。

そこで、以下の質問を行いました。

①機能阻害行為の中止命令は審議会の意見を聴いて行うのか。

②もし中止命令に当たって審議会の意見を聴かない場合があるとすればそれはいかなる場合か。

③勧告を受けた土地等利用者が「勧告に関わる措置」をとったにも関わらず機能阻害行

為の是正とは認められず命令措置を受けることもあるであろう。審議会の意見を聴かず命令を行う場合、いかなる方法で「公正性及び適正性を確保する」のか。

さらに、基本方針4の1には「内閣総理大臣は、勧告を受けた者から申立てがあった場合には、それが正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに判断する」とある。

④「申し立て」はいかなる手続きで行い、申し立てが適正なものであるか否かの判断にはいかなる方法で「公正性及び適正性を確保する」のか。

⑤第7回ヒアリングにおいて、内閣府の答弁では、勧告は行政不服審査請求に該当しないとあった。命令は行政不服審査請求の対象となると理解してよいか。

<回答>

勧告の実施は審議会の意見を聴いたうえで実施するので、審議会の意見を聴いた上で実施した勧告に対し正当な理由なく勧告にかかる措置をとらない者への命令に際しては、改めて審議会の意見を聴く必要がない場合もある、としました。また、一方で、勧告を受けたものから申立てがあった場合はそれが正当な理由であるか否かを個別に判断することになるが、その判断に迷う場合などは必要に応じて審議会の意見を聞くので、それによって公正性及び適正性は確保されているものと考えたとしました。

勧告は行政指導であり、勧告に対する申立てについては行政府不服審査法上の不服審査の対象にはならないことを確認。勧告を受けた者からの不服は内閣府が書面又は口頭により受けることとなります。

法9条2項の命令は行政不服審査法2条により不服審査できます。

(5) 「事前の説明」における機能阻害行為の明示について

<質問>

勧告の前の措置として、基本方針4の1には「勧告の対象となる土地等の利用者に対し、勧告に先立ち、土地等の利用の機能阻害行為の状況等を説明した結果、速やかにこれが是正された場合には、勧告は行わない」とあります。また、第7回ヒアリングでの持ち帰り質問への回答では、「勧告に先立って行われる事前説明については必要があるときには、書面を交付して行うことを想定しています」とあり、また「書面による説明を行う場合には、勧告の対象となる機能阻害行為について明示することを考えています」とあります。

そこで、以下の質問をしました。

①「事前の説明」はいかなる場合は書面で行い、いかなる場合は書面で行わないのか。また書面で行わない場合はどのようにするのか。

②書面で行わない場合は機能阻害行為を明示しないと解釈できるが間違いないか。

<回答>

事前説明のやりかたを明確に定めたものはないとしたうえで、相手方となる土地等の利用者の意向を踏まえながら基本的には書面で行うことを想定しているとしました。そして、

仮に口頭の場合でも相手方に対してはいかなる機能阻害行為に該当するのかが適切に説明したいと考えているとの回答。

これに対し、基本的に書面と言うが、口頭もある、というので、その違いがわからない、相手が理解するためには書面で行うべきと指摘したところ、説明責任があり何が機能阻害行為であるのかはしっかり説明しなければならないし、相手からもそういうリクエストが出ることを想定して、しっかり書面で説明できることを想定している、としました。なお、その書面がその人に届くことの確認はしっかりやりたいとのことでした。

(6) 土地等の政府買取り後の機能阻害行為認定について

<質問>

注視区域内に土地等を所有あるいは賃借する者が「機能阻害行為」の中止勧告または命令を受けたため、機能阻害行為を行っているときとされる土地等を政府が買い取った後、注視区域外の土地等において同様の行為を継続すればやはり勧告・命令の対象となるかと質問しました。

<回答>

これに対しては、区域外となると措置の対象とはならないとし、この質問に対しては直接的な回答はできないとしました。

(7) 自治体への勧告・命令について

<質問>

土地規制法は、勧告・命令の対象から地方自治体は除外していません。そこで、注視区域内に土地等を所有または賃借する自治体が、自治体の関係者が当該土地等において「機能阻害行為」を行った場合、自治体は団体として勧告・命令の対象となるのかを質問しました。

<回答>

仮定の質問への回答は困難だがとしつつ、法文上土地等の利用者の範囲に限定はないとした上で、自治体は事前の説明で是正されると考えるが、是正されず正当な理由がなく勧告に応じない場合は、法文上は排除されない、として対象となりうるとしました。

これに対し、例えば、宜野湾市の公園で機能阻害行為があった場合、その土地を提供したことで宜野湾市も対象になるのかと質問すると、想定は難しいが機能阻害行為が行われた場合で自治体に対して勧告を行うことは法文上は排除されていないとしました。なお、「人間の鎖」は機能阻害行為には該当しないと考えるとの答えがありました。

さらに、自治体が津波の避難塔を建てた場合にそれが機能阻害行為になれば撤去せよということになるのかとの質問には、どの場所にどのようなものが建てられるか分からない限り正しい答えはできないと思うが、ものすごく高く航空機の離発着に影響するものであれば、事前協議してくれれば特に問題はないと考えているとし、基本的には該当しないと考えているとの答えでした。

4. その他

(1) 法 21 条に規定する他の法律の規定に基づく措置の実施について

<質問>

法 21 条には同法に基づいて調査した情報を他の行政機関に提供し他の法律に基づく措置を要求する規定があります。また第 9 回審議会でも、第 4 回区域指定に国定公園の区域が含まれる点について、「自然公園法をはじめ、他法令の措置によって、より迅速かつ有効に機能阻害行為を防止できることも考えられますので、その点も記載する」としています。

また基本方針第 5 の 1 では、「この情報提供は——（中略）——当該他法令に基づく措置を行う権限を有する行政機関の長及び機能阻害行為により施設機能が阻害される可能性のある施設を管理する行政機関の長に対して行うことが考えられる」として土地規制法で調査した情報を関係行政機関等に提供するとされています。

そこで、以下の質問をしました。

- ①他の法律の規定に基づく措置を行うに当たって当該法律の所轄機関の長に対して土地規制法を適用して収集した個人情報を提供するのか。
- ②この措置は、他の法律に規定する処分要件以外の事項を考慮してなされた行政処分、すなわち他事考慮に当たり、裁量行政処分における裁量権の濫用又は逸脱に当たるという意見があるがどう考えるか。
- ③「他事考慮」の例として「自然公園法をはじめ、他法令の措置」が審議会で言及されているが、例えば自然公園法によって機能阻害行為を防止するとはどの条項に基づいて行うのか。

<回答>

情報提供はありえるとし、他法令に違反していることを前提としているので裁量権の濫用や逸脱にはあたらないし、他事考慮には該当しないとしました。

(2) コールセンターについて

<質問>

コールセンターは民間委託であり、契約内容や運用がよく分かりません。そこで、以下の質問をしました。

- ①コールセンター委託先について
 - ・委託費委託費（令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度当初予算額）
 - ・委託先決定までのプロセス、委託先選定基準、随意か一般競争入札か。入札期間と入札件数。（令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度）
 - ・委託先企業名（令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度）
- ②コールセンターの運用について
 - ・コールセンター要員の人数、給与（時間給）、教育体制（守秘義務等について規約は

あるか)

・コールセンター相談件数について（開設後から令和6年1月までの問い合わせ総数は744件とのことだが、月毎集計数とその相談内容の内訳）

③このような情報受付機関を設置し、情報の提供を奨励することは自治体、重要施設を運営する事業者、地域住民に対する密告の奨励であるとの批判があるが、このような批判にたいしてどう考えるか。

④そもそも法文に規定がない広範な情報収集機関の設置は個人情報保護とプライバシーの保護の観点から政府の越権行為とみなされると考えるがどうか。

<回答>

①について

競争入札で行っている。

委託費、委託企業、入札件数は次のとおり。

令和4年 1082万、(株)マックスブルー 入札件数9件

5年 1320万、(株)アイネットサポート、入札件数5件

6年 1309万円、(株)アイネットサポート 入札件数3件

②について

原則3名で運用。教育資料は委託先が作成し、それを内閣府が確認して承認後、委託者が実施する。委託者からは誓約書を徴収し、個人情報保護を徹底する。給与については今後の入札に差し障るので回答しない。問い合わせ件数は、1516件で、内容的には、届出に関する問い合わせと区域指定に関する問い合わせが殆ど。

③について

コールセンターは制度の理解と普及のためであり、相談のために設置していて、情報提供の収集が目的ではない。情報の提供は、あくまで自発的なものを想定しており、情報提供を強制しない。なお、自主的な情報提供は法の実効性確保や地域住民の不安解消のため必要かつ有効なことであり、このような情報を受けることは様々な行政機関で行われており、指摘のような批判はあたらないと考える。

コールセンターに通報・密告というようなものはあったかとの質問には、大半が法律に関する説明・説明であり、機能阻害行為の情報があつたという認識はないが、内容は答えを差し控えるとしました。また、情報を端緒にした機能阻害行為は認知していない、他省庁と情報共有はないとし、仮にそういう情報提供があつたらどうするのかとの質問には、情報に信憑性があるとなれば必要な調査を開始するとしました。

さらに、地方公共団体が「個人の情報だから」と情報提供しない場合はどうするのかとの質問には、調査は内閣府が一元的に行うものであることを強調し、関係行政機関は情報提供に応じてほしいが、強制するものではない、としました。

④について

「広範な情報収集機関の設置」「政府の越権行為」の意味が不明だが、行政機関が相談を

受ける窓口を設置するのは各行政機関において行われており、提供された情報は個人情報保護法に基づいて適切に管理されるとしました。

(4) 能登半島地震における被災地への対応について

<質問>

法に基づく4回目の指定において、志賀原発と柏崎刈羽原発の概ね1キロ圏内が注視区域指定となり、その他地域と同様に本年5月15日に施行されました。第7回目のヒアリングの回答は、「被災地については、個別具体的に調整をしている。」とのことでしたが、職員も被災者の当事者となっている自治体に対しての対応について、以下の質問をしました。

- ①意見聴取の期間について延長はあったのか。
- ②地震の影響により、地形が変わった箇所もあった。指定の見直しは検討されたのか。
- ③発災後、現地・現況調査はあったか。
- ④指定することよりも復興が先であるとの考えはあったか。

<回答>

- ①については、必要に応じて個別に調整したとのこと。
- ②については、指定は国土地理院の地図で行っており、現時点で更新は考えていないとし、国土地理院の地図が改訂されれば更新することが考えられるとしました。
- ③については、随時行っているとのこと。
- ④についての答えはありませんでした。